

令和6年度 石巻市不妊治療費助成事業のご案内

石巻市では、先進医療として不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する事業を実施しています。助成を希望される方は、石巻市への申請が必要となります。



1 対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦であること
- ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 申請日時点で、石巻市内に住所を有すること（夫婦のいずれか一方でも可）

※申請する治療費について、他自治体等で同様の補助を受けている場合は対象となりませんので、ご了承ください。

3 助成額

保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療に係る費用として、医療機関に支払った額とし、1回の治療につき**5万円を上限**

2 申請の手続き

治療が終了した日から**3か月**内に、下記の書類を添えて健康推進課又は各総合支所市民福祉課に申請してください

※ 令和6年4月1日から令和6年6月30日までに治療が終了している場合やご不明な点については、事前にお問い合わせください。

- ① 石巻市不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書（様式第2号）
- ③ 夫及び妻の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもので、続柄の記載されたもの。）
- ④ 戸籍謄本（③の住民票により夫婦であることが確認できる場合は不要）
- ⑤ 事実婚申立書（事実婚の場合）
- ⑥ 医療機関が発行する対象治療の領収書の写し
- ⑦ 通帳の写し

4 助成回数

治療期間の初日の妻の年齢	回数の上限
40歳未満	通算 6回 まで(1子ごとに)
40歳以上43歳未満	通算 3回 まで(1子ごとに)

5 申請及びお問い合わせ先

石巻市役所健康推進課	☎95-1111
河北総合支所市民福祉課	☎62-2117
雄勝総合支所市民福祉課	☎57-2113
河南総合支所市民福祉課	☎72-2094
桃生総合支所市民福祉課	☎76-2111
北上総合支所市民福祉課	☎67-2113
牡鹿総合支所市民福祉課	☎45-2113